

平成18年度11月定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成18年12月8日～11日

場 所 第4委員会室

平成18年12月8日（金曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物の二次指定について
  - ・野菜経営安定対策について
  - ・果樹経営安定対策について
  - ・畜産経営安定対策について

出席委員（9人）

委員	長	丸山	裕次郎
副委員	長	外山	衛
委員		永友	一美
委員		星原	透
委員		水間	篤典
委員		前本	和男
委員		押川	修一郎
委員		高橋	透
委員		河野	哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

環境森林部

環境森林部次長 （総括）	本部	殷國
環境森林部次長 （技術担当）	原田	美弘
部参事兼 環境森林課長	太田	英夫
環境管理課長	岡田	英治
環境対策推進課長	飯田	博美
自然環境課長	坂本	成海
森林整備課長	金丸	隆一
山村・木材振興課長	中村	毅
計画指導監	大木	正文
技術検査監	星野	次郎
林業公社対策監	池田	隆範
木材流通対策監	楠原	謙一
国土保全対策監	江口	勝一郎

農政水産部

農政水産部長	長友	育生
農政水産部次長 （総括）	永野	明德
農政水産部次長 （農政担当）	黒岩	一夫
農政水産部次長 （水産担当）	森末	保治
部参事兼 農政企画課長	宮脇	和寛
地域農業推進課長	玉置	賢
営農支援課長	松尾	通昭
農産園芸課長	村田	壽夫
畜産課長	井好	利郎
部参事兼 農村計画課長	石川	善成
農村整備課長	後藤田	悦男
水産政策課長	藤田	仁司
部参事兼 漁港漁場整備課長	田代	一洋
農水産物 ブランド対策監	小八重	雅裕
団体調整監	假屋	義成

担い手対策監	米良 弥
農業改良対策監	荒武 正則
消費安全企画監	吉田 周司
家畜防疫対策監	浜口 定男
技術検査監	松井 郁治
国営事業対策監	佐藤 公一
漁業調整監	那須 司
漁港整備対策監	野田 和彦
総合農業試験場長	齋藤 尚
県立農業大学校長	近間 儀博
畜産試験場長	児玉 盛信
水産試験場長	佐藤 信武

---

事務局職員出席者

議事課主査	湯地 正仁
政策調査課主事	小城 勇生

---

○丸山委員長 それでは、ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

---

午前10時4分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明についてお願いいたします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いしたいと思いますので、よ

ろしく願います。

○本部環境森林部次長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、御承知のとおり、今回の談合事件に関連し、12月3日に環境森林部長が競売入札妨害の容疑で逮捕されました。このような事態となりましたことにつきまして、副知事からもお話がありましたように、議会を初め県民の皆様の信頼を大きく失うものとして、まことに申しわけない思いであり、大変残念ではありません。

環境森林部といたしましては、この事態を重大に受けとめ、厳正な服務規律の確立に徹底して取り組みますとともに、動揺することなく、今なし得る業務に全力を傾注し、各部と連携しまして、入札制度の透明性、公平性をさらに高めるなど適正な業務執行に一層努力してまいります。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の目次をごらんください。本日は、議案が2件、その他の報告事項が1件でございます。

それでは、1ページをお開きください。議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」についてであります。

(1)の表の中ほど、一般会計補正額の小計の欄にありますように、6億3,149万3,000円の増額をお願いしております。補正の内容は、治山事業等に係るもので、7月豪雨による災害関連事業等に伴うものであります。この結果、環境森林部一般会計予算の補正後の総額は、表の中ほど、小計欄3列目にありますように、282億3,212万8,000円となります。

次に、2ページをごらんください。(2)の表、繰越明許費でございます。今回、森林整備課所管の事業2件の繰越明許費としまして、4億5,360万円をお願いするものであります。

次に、下段の表(3)債務負担行為の変更であります。当初予算において、林業公社が農林漁業金融公庫から受ける融資に対しまして損失補償を設定しているものであります。今回、公庫の利率算定方式が改定されたことに伴い、変更をお願いするものでございます。

次に、3ページをごらんください。議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」は、住民の利便性の向上等の視点から、事務の取り扱いを希望する市町村に対しまして権限の移譲を行うものであります。今回、下段の2)の表にありますように、「傷病鳥獣及び愛がん鳥の捕獲の許可等に関する事務」など6件を移譲することとしております。

次に、その他の報告事項でございます。17ページをお開きください。『宮崎県野生動植物の保護に関する条例』に基づく指定希少野生動植物の二次指定についてであります。ことしの4月に施行しました「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づきまして、本県の希少野生動植物のうち、特に保護の必要のある37種の動植物を「指定希少野生動植物」として指定しております。今回、本年11月に、採取活動等から早急に保護を図る必要がある植物5種類を追加指定したところでございます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

**○太田環境森林課長** それでは、環境森林課の

平成18年度の11月補正予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の平成18年度11月補正歳出予算説明資料の赤いインデックスで「環境森林部」とございますが、次の青いインデックスの「環境森林課」のところ、ページで申し上げますと23ページになります。お開きいただきたいと思います。環境森林課では、今回お願いしております補正は、一番左の補正額の欄にございますように、一般会計で1億1,005万2,000円の増額をお願いしております。この補正に伴う補正後の予算は、右から3番目の補正後の額にございますように、33億1,182万3,000円となります。

次に、25ページをお開きください。上から5段目の(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費でございます。今回、補正の対象となる事業は、下の説明欄にあります森林整備地域活動支援基金積立金でございまして、国庫補助金の追加内示に伴いまして、国の負担分を基金に積み立てるものでございます。

以上が環境森林課の補正予算でございます。**○坂本自然環境課長** それでは、自然環境課の平成18年11月定例県議会の提出議案につきまして御説明をいたしたいと思います。

最初に、補正予算を説明させていただきます。お手元の平成18年度11月補正歳出予算説明資料の27ページをお開きいただきたいと思います。青いインデックスがついております「自然環境課」のところをお開きいただきたいと思います。表の3段目の左から2つ目の欄にございますけれども、今回、一般会計で5億2,144万1,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3つ目の欄にございますように、65億758万5,000円となるところでございます。

それでは、補正の内容について御説明をいたします。めくっていただきまして、29ページをごらんいただきたいと思います。今回の補正は、(目) 治山費の補正でございます。初めに、表の左の方の6段目(事項) 山地治山事業費でございますが、この事業は、山腹崩壊地等の荒廃山地の復旧整備や山地崩壊の未然防止等を図る事業でございます。国庫補助決定等に伴う補正でございます。今回は、左から2つ目の補正額の欄に掲げておりますように、6,127万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄でございますけれども、31億3,018万7,000円となるところでございます。

次に、その下の(事項) 地すべり防止事業費でございます。これも国庫補助決定に伴う補正でございます。26万3,000円の減額補正となるところでございまして、この結果、補正後の予算額は、同じく右から3つ目の欄でございますように、2億691万円となるところでございます。

次に、一番下の(事項) 緊急治山事業費でございますけれども、これは現年債の増加に伴う補正でございます。この事業では、今年7月の梅雨災害や台風10号災害等により発生をいたしました山地災害のうち、特に緊急性の高いえびの市ほか3市町村の6カ所につきまして早急に復旧を図るため、不足します予算5億1,524万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。この結果、補正後の予算額は、同じく右から3つ目の欄でございますが、7億6,524万4,000円となるところでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、30ページをごらんいただきたいと思います。表の3段目に掲げております(事項) 保安林整備

事業費で、これも国庫補助の決定に伴う補正でございます。5,481万8,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄でございますが、6億9,581万6,000円となるところでございます。

補正予算については以上でございます。

続きまして、本日の常任委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思います。議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、(1)の権限移譲の概要についてでございますけれども、県では、住民に身近な行政サービスはできる限り身近な市町村で担っていただくことを基本に、権限移譲を推進しているところでございます。今回、鳥獣保護法や森林法等に基づく知事の権限に属する事務の一部につきまして、住民の利便性の向上等の観点から、取り扱いを希望します市町村に権限を移譲することといたしまして、関係規定の追加を行うものでございます。

市町村の選択による権限移譲のイメージといたしましては、その下の1)のイメージ図の右側でございますけれども、例えば、取り扱いを希望したA市が直接住民サービスを提供し、それ以外の市町村(B市)につきましては従来どおり県が行うものでございます。今回、移譲を予定している事務は、下段の2)の表にございますように①～⑥までの6件でございまして、このうち自然環境課の所管分は①～④の4つの事務でございます。①の傷病鳥獣及び愛がん鳥の捕獲の許可等に関する事務につきましては、既に今年4月から9市町村に事務を移譲したところでございますけれども、今回、新たに6市町村からの希望を受けまして、実施市町村を追

加するものでございます。また、②～④の3事務につきましては、今回初めて市町村へ移譲するものでございます。

なお、⑤と⑥の事務につきましては、後ほど山村・木材振興課から説明があろうかと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、個別に説明をさせていただきたいと思っておりますが、右側の4ページをごらんいただきたいと思っております。(2)の移譲する事務でございますが、まず、1)の傷病鳥獣及び愛がん鳥の捕獲の許可等に関する事務でございます。①の移譲する事務の概要でございますように、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、いわゆる鳥獣保護法に基づく事務でございます。アの傷病鳥獣を保護するために行う捕獲や、愛がん鳥であるメジロやホオジロの捕獲の許可に関する事務や、イの傷病鳥獣を30日を超えて保護する場合の飼養登録に関する事務等でございます。これらの事務を、②にございますように、都城市ほか5市町村に移譲するものでございます。施行の期日につきましては、③にございますように、平成19年の4月1日を予定しております。なお、移譲する事務の内容につきましては下段の表のとおりでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

次に、5ページをお開きいただきたいと思っております。2)の販売禁止鳥獣等の販売の許可に関する事務でございます。①の移譲する事務の概要でございますように、これも鳥獣保護法に基づく事務でございますが、アの販売禁止鳥獣でありますヤマドリやその卵等の販売の許可に関する事務などを、②の小林市ほか8市町村に移譲するものでございます。なお、施行期日につきましては、③にございますように、平成19年

の4月1日を予定しているところでございます。また、移譲する事務の内容については、下段の表のとおりでございます。

次に、右側の6ページをごらんいただきたいと思っております。3)の国定公園内における行為の許可に関する事務でございます。これは、①の移譲する事務の概要でございますように、自然公園法に基づく事務のうち、アに掲げております、公園事業の執行に伴う協議及び認可に関する事務、またイからオに掲げております、特別地域、特別保護地区、海中公園地区及び普通地域内における行為の許可及び届出の受理に関する事務、またカに掲げております、特別地域内等における行為の許可に係る行為中止等の措置命令に関する事務、さらに、キに掲げております、特別地域内等における行為の許可に関する職員の立入検査または調査に関する事務等でございます。これらの事務を、②の日向市に移譲するものでございます。施行期日につきましては、③にございますように、平成19年の4月1日を予定しているところでございます。なお、移譲する事務の内容につきましては、下段から7ページにかけての表のとおりでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思っております。4)の保安林の指定及び解除等に関する事務でございます。これは、水源涵養保安林等広域に指定する保安林を除きまして、地域に密着し、局所的な機能を発揮しております落石防止や風致保安林など、森林法第25条第1項の第4号から第11号に掲げる目的を達成するための保安林に係る事務を移譲するものでございます。移譲する事務につきましては、①にございますように、アの指定、解除に関する事務、イの指定施業要件の変更に関する事務、ウ及びエの立木伐採や作業行為の許可に関する事務、オ

の択伐や間伐の届出の受理に関する事務、カの指定に伴う損失の補償に関する事務、キの違法伐採等に対する監督処分に関する事務、クの標識の設置事務、ケの台帳の調製及び閲覧に関する事務でございます。これらの事務を②の都城市に移譲するものでございます。なお、施行期日につきましては、これまで同様③にございますように、平成19年の4月1日を予定しているところでございます。なお、事務の内容につきましては、下段から11ページにかけましての表のとおりでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

自然環境課の議案に係る分については以上でございます。

**○金丸森林整備課長** 森林整備課の提出議案について御説明いたします。

説明は委員会資料で御説明いたしたいと存じます。お手元の委員会資料の2ページをお開きください。まず、上の方の(2)明許繰越費についてでございます。森林整備課の明許繰越は、表にありますように、森林保全林道整備事業で6カ所、3億5,980万円、道整備交付金事業で2カ所、9,380万円をお願いしております。繰り越しの理由といたしましては、前年度からの繰り越し工事が、7月の集中豪雨及び台風10号の影響等により完成時期がおくれ、これに伴いまして、その延長にあるなど18年度工事の発注時期におくれが生じたことによるもの等でありまして、年度内の完成が見込めないことから、今回繰り越しをお願いするものでございます。

次に、下の(3)をごらんください。債務負担行為の変更についてでございます。当初予算において、農林漁業金融公庫が林業公社に低利な施業転換資金を借りかえ融資したことによって、損害を受けた場合の損失補償について債務

負担行為を設定しておりますが、今年度から施業転換資金における利率算定方式が改定され、貸し付けから20年経過後に利息を見直す方式となりましたことに伴いまして所要の変更を行うものでございます。

森林整備課からは以上でございます。

**○中村山村・木材振興課長** 議案第6号につきまして、山村・木材振興課関係で市町村に権限移譲いたします事務につきまして御説明をさせていただきますと思います。

委員会資料に戻っていただきまして、12ページをごらんいただきたいと思ひます。5)の入会林野の権利関係の認可等に関する事務の権限移譲についてでございます。移譲する事務は、①にございますように、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」の規定に基づきます認可等に係る事務でございまして、アの入会林野整備計画等の受理及び認可に関する事務から、キの入会林野整備計画等の認可に伴う公告及び登記の嘱託に関する事務までの7つの事務を権限移譲することとしております。移譲市町村は、②にございますように都城市としております。また、③にございますように、平成19年4月1日より施行することとしております。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思ひます。6)の生産森林組合の各種認可等に関する事務についてでございます。移譲する事務は、①にございますように、森林組合法の規定に基づきます生産森林組合に係る事務でございまして、アの生産森林組合の各種認可に関する事務から、シの生産森林組合の議決、選挙及び当選の取り消しに関する事務までの12の事務を権限移譲することとしております。移譲市町村は、②にありますように都城市としており

ます。また、③にありますように、平成19年4月1日より施行することとしております。以上でございます。

**○坂本自然環境課長** 報告事項が1件ございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の常任委員会資料の17ページをお開きいただきたいと思ひます。「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物の二次指定について、御報告をさせていただきます。

まず、(1)の概要についてでございますけれども、今年4月に施行いたしました当条例に基づきまして、去る11月16日に、カザグルマほか4種の植物を指定希少野生動植物といたしまして二次指定を行ったところでございます。

その理由につきましては、(2)の二次指定の理由にございますが、宮崎県版レッドデータブックに掲載しております希少野生動植物の中には、お隣の熊本県や鹿児島県が本県同様の条例を制定しておりまして、この中で採取を禁止している種がございます。これら近隣県で採取が禁止されたものについては、本県での採取圧が急激に高まっておりまして、緊急に指定を行うことにより保護を図ろうというものでございます。

今回指定を行った種につきましては、(3)の「指定希少野生動植物の二次指定種」の表の左側でございますように、カザグルマ、ベニバナヤマシャクヤク、サクラソウ、エヒメアヤメ、カンランの5種でございます。指定されますと、その動植物は捕獲や採取等が禁止されることとなります。また、今回の指定により、本県の指定希少野生動植物は、今年4月の一次指定種37種と合わせまして合計42種となったところでございます。

大変お手数でございますけれども、お手元に配付をいたしておりますパンフレットをごらんいただきたいと思ひます。左右のページをお開きいただきますと、真ん中と右側のページに指定希少野生動植物の写真が掲載されておりますが、このうち右上のクリーム色で囲ってございますカザグルマほか4種類が、今回二次指定を行ったものでございます。今後は、このパンフレットなどを活用しながら条例の一層の普及啓発を図ってまいりたいと思ひております。

説明は以上でございます。

**○丸山委員長** 説明は終了いたしました。

まず、議案第1号補正予算、第6号権限移譲等についての質疑を先に行いたいと思ひますので、質疑のある方はお願ひいたします。

**○高橋委員** 議案第6号、事務の権限移譲の関係ですけど、振興局に担当者がいらっしゃると思うんです。詳細にわたって把握していませんのでどのぐらいの事務量なのかわかりませんが、私が心配するのは、市町村に権限移譲される、市町村も行政改革をやって人はふやせない、その中で事務が移譲されるわけですが、事務費は移譲しないわけですよ。

**○坂本自然環境課長** 移譲する事務の事務費というお話でございますけれども、行政経営課の方がこの移譲を総括いたしておりますけれども、現段階で考えておりますのは、移譲する事務に応じた事務費については、交付金という形で市町村に交付するという考えで進められております。

**○永友委員** 今の議案第6号に対してですが、権限移譲というのが最近いろいろ出てきましたね。それで、宮崎市が一番多いようですが、かなりの件数が移譲される。その上でいろいろな権限のもとに各市町村が業務遂行される。権限

を受けた市町村がトラブルした場合に、窓口は一体どこになるのか。国に直結してやるのか、県の立場はどうなるのか、そのあたり教えてください。

○坂本自然環境課長 権限移譲するに当たっては、市町村もふなれなところもあろうかと察しておるところでございます。県としては、移譲する前に市町村を集めて希望をとって、希望した市町村については移譲することになったところですが、事後、移譲するまでの間に、市町村の担当職員を集めて十分研修をするということに進めていくようになっております。その後いろんなトラブルが起きたらどうなるのかという委員のお話かと思うんですが、そういった場合には、基本的にはその法律を所管する部で相談に乗る、アドバイスをするといったことが出てくると考えております。

○太田環境森林課長 今の御質問に関連しまして、権限移譲の推進方針というのを県の方でつくっておきまして、この中に、先ほど出ました財政支援については、権限移譲交付金を当該市町村に対して交付することをうたっておりますし、また支援につきましても、事前の説明会はもちろんでございますが、事務の移譲後も市町村の相談に適切に対応する、必要な助言、情報提供に努めるということを定めておりますので、私どももこの方針に従って対応していきたいと考えているところでございます。

○永友委員 各部の権限移譲する事務が今回メニュー方式で出されていますよね。県全体の状況、環境森林部としての見方で、かなり私は手を挙げてくるのかなという気持ちもしていましたが、逆に、厄介なことは県の方でというふうに出てくる。県下でまちまちですよ。やれるところ、やれないところ。総体的に見ますと、

より複雑化していくなど見るんです。県も知らないよということは言えない。市町村は、これは思い違いだったというようなことが必ず出てくると思うんです。そうした場合により複雑な状況が起こるんじゃないかと思いますが、そういった心配はないのかどうか、次長ひとつ総括的にお答えをいただきたい。

○本部環境森林部次長 条例が平成11年にできまして、平成12年4月から事務の特例が施行されておりますが、現時点では、今先生がおっしゃいました問題点については、私の方は聞いておりません。全体としては、これは雑誌とかの情報でございますが、市町村に持っていったために、市町村でもやりにくい部分も出てきているという話は聞いております。ただ、おっしゃいました事例が出てきた場合は、先ほど申しましたように、平成18年3月につくっております権限移譲の指針に基づいて対応してまいりたいと考えております。

○永友委員 非常に「権限移譲」という言葉はいいですよ。中身的に詰めていかれておると思いますが、そうした場合、今申し上げますように、より複雑化してくる状況は免れないと思うんです、受けとめ方によって。メニュー方式ですから、受けるという市町村はそれなりの腹構えがあるでしょうけれども、そういうことではなかったよというのも多々出てくるのかなという心配をしているわけです。ただ、行政として見た場合に、やるところはやれ、やらんところは我々が持つておくわと。こんな権限移譲のやり方がいいのか、どうしても腑に落ちないんです。市町村がやるべきは市町村がやるんだという仕分けをなぜしないのか。投げかけたようなやり方、一面では愛情があるのかもしれませんが。やるところはやりなさいよという愛情か

もしませんが、行政のやり方として果たしてこれがいいのか。

部外の話になりますけれども、農林水産の関係で畑かん事業を手がけたときに、農家が全負担をかぶらにやいけないよと、総面積ね。そういった場合に農家が半分でもという選択メニューということを本会議でやったことがあるんですが、行政手法を選択というのはどうかと、どうしても腑に落ちないからいろいろ申し上げているんです。この部分だけは市町村でやりなさい、これ以上は県の役割だと。役割分担がどうも複雑になってきたなと感じるんですが、もう一言コメントください。

**○本部環境農林部次長** 2点でございます。一点は環境森林部の権限移譲についての話でございますが、御指摘ありますように、権限移譲した事務について市町村がどのように対応されているかについては、後日機会を見て、調査と申しますかお話を聞いてみたいと思います。

もう一点の国の全体の流れの中の権限移譲につきましては、県庁の所管部がございまして、そこいろいろ勉強をしてみたいと思います。

**○星原委員** 説明書の29ページの山地治山事業費の中で（目）水源地域総合整備事業と海岸防災林造成事業ということで、減額が3億4,000万円余と1億9,000万円余あるんですが、この中身を教えてくださいませんか。

**○坂本自然環境課長** まず、3番にございまして水源地域総合整備事業の3億4,900万円の減でございますけれども、これは箇所数が少し減りました。また、箇所ごとの工事費の減が主な理由でございます。

それから5番目の海岸防災林造成事業につきましては、箇所ごとの工事費が減額になっておりまして、それを集計した結果1億9,500万円

の減額になったということでございます。

**○星原委員** 箇所数が減になったということは、上げておいた箇所が国の方で通らなかったととらえていいんですか。それとも何らかの制限があってその枠に入らなかったんですか。

**○坂本自然環境課長** この事業計画については、当初予算をつくる段階——前年度の10月から11月にかけて、次年度こういう計画で行こうということで、公共事業のシーリング等もベースにしながら大まかな計画を立てます。その後固めまして、2月ごろにヒアリングがあるわけですが、この時点で国と具体的な箇所の協議を進めてまいります。その時点で県の計画と国の予算額を細かく突き合わせをしながら進めていくわけですが、その結果、若干箇所数の増減も出てまいったということでございます。

**○星原委員** それと、5番、3番も箇所ごとに減ということは、設計上、予算の段階でそこまでは見れなくて、国との打ち合わせの中でそういうふうになったととらえていいんですか。

**○坂本自然環境課長** そのとおりでございます。

**○水間委員** 基本的なことで申しわけないんですけども、まず25ページ、森林整備地域活動支援基金積立金の残高はどのくらいですか。

**○太田環境森林課長** 11月24日現在で5億3,400万円が積み立ててあります。

**○水間委員** 18年度の基金残高はそうですが、交付された、あるいは基金取り崩しになった事業は何件ぐらいあるんですか。

**○太田環境森林課長** 今年度の交付は年度末になりますので、今年度は積み立てを行うのみという状況になっております。

**○水間委員** それと、先ほどと関連をするんですが、今、箇所ごとに減額された1億9,500万

円もあるんですが、地すべりで25万2,000円の減額、あるいはその後ろの保安林整備で5,400万円の減額、国庫補助決定に伴うということで、いつも年度末になるとこんなことがあるんですが、なぜ減額になったのか。簡単に国庫補助が伴ったからではわかりませんので、過大積算だったのか、あるいは事業が1カ所ぽんと抜けたのか、御説明ください。

**○坂本自然環境課長**（事項）地すべり防止事業費を26万3,000円ほど減額をいたしておりますけれども、実質的に工事に伴うものは25万2,000円ということで、これは計画した時点と実施設計を組んだときの差額が25万2,000円出たということでございます。

それから、次のページの保安林整備事業費でございますけれども、これはトータルで5,400万円と大きく減額いたしております。この保安林の整備計画につきましても、先ほど11月段階で計画をいたしますという治山事業費の話をしたしましたが、これと同様に、前年度の11月に具体的にどの箇所をどうしようといったことで、箇所と面積等々事業量、それと事業金額を積み上げていきますが、我々の方は国の方にこれくらいの計画でということで強く要望してまいったところですが、国の方も予算の都合で何とか5,000万円程度削ることで了解をしてくれないかという話がございます、やむなく了解をしたところですが、実施箇所についてはほとんど変えておりません。事業量を若干減にするということで処置をいたしたところがございます。残った分については次年度の事業できちんと処理をしまいたいと考えております。

**○水間委員** 事業箇所については、要望したものが何カ所ぐらいあるのか。事業計画というこ

とになると相当な箇所数でしょうが、そのあたりはどうか。

**○坂本自然環境課長** ただいま申し上げました保安林整備事業については、改良、保育、生活環境保安林等がございますけれども、当初計画で要求をいたしましたのが100カ所でございます。これについてどうしても予算がという話でございましたので、結果的には99カ所でおさまったところでございます。

**○水間委員** それと設計監督費、これは普通の設計費のことですか。

**○坂本自然環境課長** はい、設計の費用のことでございます。

**○丸山委員長** 議案について、ほかにもございませんか。

議案についてなければ、その他の報告事項についての質疑はございませんか。

**○星原委員** その他の報告事項の（2）二次指定の理由ということで、「近隣県の採取禁止により」と。要するに、隣県が禁止になったので、宮崎にかなり採取者がふえてきたととらえていいんですか。

**○坂本自然環境課長** そのとおりでございます、例えば、カンランは本県の一次指定には入っていなかったところがございますが、お隣の鹿児島県で指定をしております、その結果、鹿児島県でとれないから宮崎県にとりに来るといった話がございます、団体等にお尋ねをしながら調査したところ、そういう事実が確かにあるという話でございます、本県のカンランも守らにやいかんということで指定をしたところがございます。

**○星原委員** こういう希少野生動植物ということになると、今みたいにどこかが指定していないとそこに行くととるということになりますの

で、九州なら九州全体で同じように指定しようとか、打ち合わせとか話し合いみたいなものはなされないものなんですか。

○坂本自然環境課長 今のところ指定をしておりますのが、お隣の鹿児島県、熊本県、それから大分県が今後そういった条例をつくるという話を聞いておるところでございます。確かに委員おっしゃったように、近県同士できちんと指定をして保護するといった対策も必要であろうと思いますので、今後そのあたりのことについては十分我々の方も検討してまいりたいと考えております。

○前本委員 山地治山事業の5の海岸防災林造成事業の事業内容、なぜ1億9,500万円も削られたのかということです。

○丸山委員長 事業名が具体的にわかりづらいということですので、それを説明してほしいということでしょうか。

○坂本自然環境課長 何番の事業でございますか。申しわけございません。

○丸山委員長 5番です。

○坂本自然環境課長 海岸防災林造成事業でございますが、これは串間市の新渡目、長浜で工事を予定しているところでございます。

○前本委員 どんな内容で削られているんですか。

○坂本自然環境課長 5番につきましては1億9,500万円ほど減額ということで計画したところでございまして、それについて説明もいたしたところでございますけれども、海岸防災林造成事業については、設計をしてみますと予定しておりました額ほど要らなかったということございまして、工事費そのものを減額したところでございます。

○丸山委員長 前本委員が言われたのは、どう

いう工事内容なのか、何で減額になったのかということだと思いますので、工事内容を教えていただくとわかるんじゃないかと思います。

○坂本自然環境課長 海岸防災林造成事業というのは、海岸に防潮林という保安林がございます。そこに台風等で大波が押し寄せてまいりますと、その保安林が削られます。削られてだんだん保安林を浸食して保安林がなくなるという事態が生じます。その分につきまして、例えば護岸工ということで、波返しのついたコンクリート製の防潮堤を設置いたします。それとともに、その後背地、防潮堤の裏側の松林等が削られてなくなるという状況が生じてまいりましたので、その部分については再度松などを植栽して防潮林を造成したということでございます。

○高橋委員 先ほどの関連ですけれども、実態調査をされての二次指定の理由だと思うんですが、採取を取り締まる対策が問題になると思うんですが、担当課で今対策としてやっていらっしゃるものがあれば教えてください。

○坂本自然環境課長 こういった植物を指定しますけれども、どうやって監視をするのかというお話でございますが、自然保護の知識を持った自然保護推進員という制度を考えております。県内に自然保護推進員の方が現在500名ほどボランティアでいらっしゃいますけれども、この中から、特にこの部分について専門的に監視をしていただくということで、250名程度ということで現在検討を進めているところでございます。

○高橋委員 こういう監視員に山に行ってこいというのは厳しいと思うんですが、実態は。今の時期であったら、2月15日まで狩猟時期で、山に入っていられる方が結構いらっしゃいま

すから、そういう方に委嘱をするとか、いろいろな方々と連携をとってやられると効果が上がるのかもしれませんが。これは意見です。

**○坂本自然環境課長** 狩猟関係につきましては、鳥獣保護員という制度がございまして、しっかりと監視、指導をやってもらっております。指定希少野生動植物につきましても、確かに委員のおっしゃるとおりだと考えておりますので、先ほど監視員ということで250名ぐらい考えているとお話ししましたが、この制度の中で検討してまいりたいと考えております。

**○丸山委員長** ほかにございせんか。

なければ、その他の案件に移りたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山委員長** それでは、その他のその他で何かございましたらお願いいたします。

**○水間委員** 先ほど次長の方から、今回の環境森林部長の逮捕についての陳謝的な言葉があったんですが、まさに私ども小林の出身でありましたから、非常にこのことはショックであります。そういう意味では、優秀な人材がこのような逮捕ということで、本当に残念でたまらない。

しかし、皆さん方におかれましては、今、天の声というのが否定をされておりますから、うまく言えないんですが、上司から言われるとやむを得ない、当然話を進めていかなきゃならないと。公務員的には非常に厳しいといえますか、そういう状態に職員の皆さん方はおられるわけでありまして、先ほどから今後二度とこういうことが起きないようにということで、議会の方も入札制度あるいは設計委託云々の問題についても今後考えていかなきゃならないんですが、このことで職員の皆さんが萎縮すると思うんです。我々議員も、そういう意味では皆さん方に

相談しにくい状況も出てきたということも感じられるわけです。我々は、住民の代表として皆さん方にいろいろな問題について相談をする、質問をしていく、質疑をしていくということはやっていかなければならないんですが。

このことを契機に環境森林部としての今後の対応策を考えておられるんでしょうが、入札あるいは委託でこういう問題が今後起きないように、言葉の上では談合も必要悪だと。「談合」という言葉じゃなくて、いろいろな話し合いは必要だと私は思うんです。しかし、そこが非常に難しい言葉になるんですが、いろいろ突出してしまうとこういうことになる。入札制度の改善を図らなきゃならないという事態になるんですが、そういう意味では、次長が先ほどお話になりました、事業3部の一つの環境森林部として、非常に言いにくい言葉ですが、今後こういう問題が起きないように体質改善、我々ももちろんそうです。しかし、そうは言いながらも、職員の皆さんが萎縮しないような、そんなことを感じるんですが、何か次長としてコメントがあればお聞かせください。

**○原田環境森林部次長** 今回の事件、非常にショックでありまして、課長会議、あるいは部下に、とにかく動揺しないように、通常業務をちゃんと行うようにという指導を徹底はしているところであります。しかしながら、本音を言いまして私自身はかなり気持ちの整理がつかない状態も続いておりまして、ここは、次長、課長以下全員で乗り切っていくことが大切だと思っております。

その中で、特に入札制度が非常に職員に気を使わせるというか負担を強いている面が多々あると思っております。今、副知事を筆頭に関係公共3部で見直しの作業をやっているところ

であります。特に地域社会の発展ということを考えていきますと、台風災害のボランティア活動とか非常時のいろいろな応援団、こういったものに建設業が非常に貢献してきている点は多々あると思います。できれば地域の建設業の方をうまく活用した形で、少ない事業でありますから大変であります、乗り切っていけるのが理想でありますけれども、その中でいろんな落とし穴が出てくるということでもあります。その点が一点。

それと、林務の場合は、土木部と農政水産部と大きく違いますのは、工事箇所がすべて土地の無償提供という形で進めていくものですから、買えないという実態があります。買っていると、とてもじゃないけれども災害等の対応までは行きつかないということでもありますから、地元の協力が非常に大事であります。市町村が計画したものを役割分担しながら県と市町村でやっていくということでもありますから、その辺を一度に——一般競争入札に全部してしまうのが理想的であります、それで果たしてうまくいくかという点もあります。しかし、先ほどありましたように危険を排除していかんやいかんということですから、条件付でまずスタートさせる、これは大事なことだと思います。そして、できれば将来的には完全に一般競争入札という形でやれたらということも含めまして、現在検討しております。以上でございます。

**○高橋委員** こういう経験をしたわけですから、行政が改革するとき、他県や国の状況、近隣を見ってしまう嫌いがあったと思うんです。私はそこを見ちゃいかんと思うんです。見ちゃいかんというか、参考にはしながらも、この際、宮崎県として新たにスタートするために、もちろん県議会もいろんな意見を言わせてもらいま

すが、抜本的な改革が必要だと思うんです。当然私も、委員からもありましたし、次長からもありましたように、地域の業者のことは配慮すべきだと思います。それを前提とした上で、競争入札が今後求められていく課題だと思うんです。公共3部門でプロジェクトチームを立ち上げるなり、もう始めていらっしゃるかもしれませんが、きのう副知事も答弁されましたから。要望ですけれども、全国に先駆けて宮崎県がやったと、このくらいの大改革をやっていただきたいと思います。

**○丸山委員長** ほかにございませんか。

私の方から一言だけお願いといいますか、今回の事件に対しては本当に残念でなりません。まさかという気持ち、恐らく委員、また執行部の方もあっておられます。公共工事に関しては今までいろいろあったんですが、私は一つだけお願いしたいのが、上の方から言われて断れなかったというのが一つの大きな原因にあるのではないかとおっしゃっています。そこで、法律なり規則に違反したことはやれないんだと。指示されたことはしっかりやりますということはよく言われているんですが、法律に違反したことはやらないということをしつかりと守っていただきたい。上司に対しても、これはおかしいとはっきりと言えるように、今後の方策に入れていただきたいと思います。

といいますのも、余りにも一般競争、一般競争となりますと、ルール的にはいいのですが、行政的に考えていただきたいのは、次長も先ほど言いましたとおり、地域経済並びに地域を守るためには各事業の健全育成という立場も忘れてもらうと困ると、そのバランスをしつかりとってやっていただきたいと思っております。一番重要でありますのは、職員の方々が責

任を持って、また自信を持って今後とも業務に取り組んでいただくと大変ありがたいと思っております。今大変厳しい時期ではありますが、今が踏ん張りどころだと思っておりますので、ぜひ環境森林部一丸となって今後の業務に取り組んでいただければ幸いですと思っております。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山委員長** それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様は御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

---

午前11時17分再開

**○丸山委員長** それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました議案の説明を求めます。よろしく願いいたします。

**○長友農政水産部長** おはようございます。農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

早速ですけれども、今議会にお願いしております議案等の概要につきまして御説明申し上げます。座って説明申し上げます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきたいと思います。左側の目次に掲げてございますように、本日、農政水産部からは、議会提出議案1件、議会提出報告1件、委員会報告事項として3項目を予定いたしております。

まず、議会提出議案についてであります。右側の1ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。平成18年度歳出

予算課別集計表（11月補正）の網かけの部分でございますけれども、補正額の欄をごらんいただきたいと思います。今回の補正額は、一般会計で2億1,284万円の増額補正でございます。その主なものといたしましては、畜産課のエコフィールド活用促進事業や、農村整備課の県営経営体育成基盤整備事業における国庫補助決定等に伴う増額補正でございます。詳細につきましては、後ほど関係課長から御説明いたします。

この結果、補正後の予算額は、一般会計で489億6,445万6,000円で、特別会計を合わせました農政水産部全体では、495億381万7,000円となります。

次に、1枚めくっていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。繰越明許費についてであります。農村整備課の公共農村総合整備対策事業以下、10の事業、24カ所で、合計25億4,773万円の繰り越しをお願いしております。これらは、そのページの一番右に繰り越し理由を書いておりますけれども、用地交渉あるいは関係機関との調整に日時を要したことによるものでございまして、現時点で繰り越しが見込まれるものであります。

以上が議会提出議案であります。

次に、資料を2枚めくっていただきまして、6ページ、県議会提出報告をごらんいただきたいと思います。県有車両による事故の損害賠償額が決定いたしましたので、御報告いたします。内容は、そこに記載されているとおりでございます。農政水産部といたしましては、機会あるごとに職員の交通安全意識の徹底に努めておりますが、今後とも引き続き厳しく指導してまいりたいと考えております。

次に、資料8ページからでございますけれども、「野菜経営安定対策について」、さらに10

ページ「果樹経営安定対策について」、さらに12ページから「畜産経営安定対策について」、この3つの委員会報告事項につきましては、それぞれの概要につきまして、後ほど関係課長が御説明いたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○宮脇農政企画課長** 農政企画課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の33ページをお開きください。農政企画課の11月補正額は、665万円の増額をお願いしております。この結果、11月補正後の予算額は24億4,878万6,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。35ページをお開きください。(事項)指定試験費で665万円の増額であります。これは国の委託決定に伴う補正でありまして、本県の立地条件に適した課題についての試験研究、具体的には茶の新品種育成に要する経費であります。

農政企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○井好畜産課長** 畜産課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の37ページをお開きください。畜産課の11月補正額は、一般会計について8,564万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は46億22万円となります。

補正の内容につきまして御説明いたします。1枚めくっていただきまして、39ページをお開きください。最初に、(事項)養豚振興対策費の新規事業、エコフィード活用促進事業による8,344万3,000円の増額補正であります。これにつきましては、後ほど環境農林水産常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、下の段の(事項)畜産試験費の220万3,000円の増額補正であります。これは、畜産試験場において行っております飼料草地試験に要する経費でありまして、補正に係る内容としましては、国が実施するプロジェクト研究の一部である、暖地における省力化飼料生産のための資源循環型不耕起栽培法の開発に係る試験を、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から受託するものであります。

続きまして、環境農林水産常任委員会資料の3ページをお開きください。新規事業、エコフィード活用促進事業でございます。

まず、1の事業の目的であります。未利用資源であります食品の残渣、本事業におきましてはカンショくずであります。それを飼料化したエコフィードの利用促進を図るため、実証農場施設の整備を行うものであります。エコフィードとは、注釈にありますように、食品残渣を原料にして給餌しやすさや保存性を改善して飼料化したえさのことでございます。今回の取り組みにつきましては、都城市(旧高城町)にございます南国興産が、食品工場等から排出されますカンショくずを原料にして、現在稼働中の鶏ふん発電施設から発生する一部の蒸気を使って乾燥処理を行い、エコフィードとしてみずから肉豚への給与実証に取り組むものでございます。また、この銘柄等につきましては、一般のカンショを利用しました「おいも豚」の銘柄化に取り組んでおりますが、今回の取り組みによりまして、一般のカンショから今回のエコフィードへの転換を図っていくこととしております。

2の事業の概要でございます。事業内容としましては、3,000頭規模の肥育豚舎と堆肥舎、家畜運搬車等を整備するもので、全体事業費と

しては1億7,523万円で、国2分の1、事業主体2分の1の国庫補助事業でございます。

4の予算額及び財源内訳にありますとおり、予算額としましては8,344万3,000円をお願いするもので、全額国庫支出金を予定しております。

3の事業の効果といたしましては、今回整備する実証展示施設を活用することにより、エコフィールドの利用が図られ、環境負荷の低減、飼料自給率の向上、枝肉の銘柄化が促進されるものと考えております。

畜産課は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○後藤田農村整備課長** 農村整備課でございます。

お手元の平成18年度11月補正歳出予算説明資料の41ページをお開きください。農村整備課の11月の補正額は8,880万円の増額補正をお願いしております。その結果、11月補正後の予算額は200億8,574万5,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。43ページをお開きください。まず、県単土地改良事業費ではありますが、3,700万円の減額補正をお願いしております。これは、元気のいいふるさとづくり事業の事業費確定に伴う減額であります。

次に、(事項)公共土地改良事業費で1億2,180万円の増額補正をお願いしております。これは、県営経営体育成基盤整備事業の国庫補助決定に伴う増額でございます。これにつきましては、後ほど環境農林水産常任委員会資料によりまして御説明いたします。

次に、(事項)公共農地防災事業費ではありますが、400万円の増額補正をお願いしております。これは、農地の防災機能増進事業、国費100%の事業ではありますが、その国庫補助決定に伴

う増額であります。

それでは、(事項)公共土地改良事業費につきまして御説明いたします。環境農林水産常任委員会資料の4ページをお開きください。事業名、県営経営体育成基盤整備事業であります。

この事業は、いわゆる圃場整備事業でありまして、事業の目的は、農地の区画整理、農業用排水路等の整備によりまして農作業の効率化や生産コストの低減などを図るものであります。

次に、事業の概要であります。宮崎市佐土原町の天神川地区におきまして、総面積56ヘクタール、総事業費11億2,455万円の計画で、平成16年度から事業に着手しております。今年度当初は、面積8.5ヘクタール、事業費1億500万円の計画としておりましたが、3の事業の効果にありますように、今回の補正で、当初施工区域と隣接する来年度施工区域の一部、7.3ヘクタールを一体的に施工することによりまして、コスト縮減及び事業効果の早期発現を図るものであります。なお、補正予算額及び補正後の予算額は下段の表のとおりであります。

次に、右の5ページをごらんいただきたいと思います。天神川地区は、上段の航空写真のように、上の方から右下の方に流れています。瀬川右岸沿いに展開する水田地帯に位置しております。その航空写真の下にあります説明図につきましては、来年度施工予定区域と一体的施工によりましてコスト縮減が図られる理由を説明したものであります。まず、説明図の上段の方ですが、当初計画が左の図、8.5ヘクタールの区域内だけでの土の移動によりまして施工する計画としていたところでありました。しかしその後、台風や豪雨などの湛水被害を懸念しまして、ハウス農家の方から19年度施工区域の計画高を上げるよう要望がなされた結果、左の当初

施工区域から右の来年度施工予定区域へ盛り土する計画となりまして、これに要する約4万立方メートルの土が、本年度一時仮置きした上で来年度に再度積み込み運搬する必要が生じたところでもあります。このようなことから再度施工計画を検討しました結果、下の図にあります変更計画のように、追加要望の7.3ヘクタールと一体施工することでこの仮置きが不要となり、工事費約2,600万円のコスト縮減が図られまして、事業効果の早期発現も図られることから、1億2,180万円の増額補正をお願いするものがあります。

農村整備課は以上でございます。

○藤田水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の45ページをお開きください。水産政策課の11月補正額は、3,174万4,000円の増額補正をお願いしてございます。したがって、11月補正後の予算額は、一般会計、特別会計合計で20億275万6,000円でございます。

それでは、内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして、47ページをお開きください。(事項) 漁業基本対策費についてでございます。離島漁業再生支援交付金事業の基金積立金といたしまして2,774万4,000円をお願いしてございます。これは、次年度以降における事業の円滑な推進のため、水産庁と協議し、国費の基金への積み増しを行うものでございます。

次に、(事項) 内水面漁業振興対策費についてでございます。財団法人宮崎県内水面振興センターの経営安定に要する経費といたしまして、積立金補助金400万円をお願いしてございます。本年度11月21日から始まっておりますシ

ラスウナギの採捕収入でございますけれども、これは同センターの重要な財源となっております。しかしながら、そのとれる量や価格につきましては、自然条件や他県の採捕量に左右されるなど不安定な面がありますことから、センターにおきましては、平成11年度から経営安定対策積立金を創設いたしまして、赤字が生じた場合でも事業の継続が図られるようにしてございます。本年度も昨年度に引き続き、養鰻業者の団体であります社団法人宮崎県シラスウナギ協議会から、内水面振興に役立ててもらいたいとの趣旨で県に400万円の寄附がなされましたので、寄附の趣旨に沿いまして積立金の積み増しを行うものでございます。この結果、センターの経営安定対策積立金は5,600万円となる見込みでございます。

水産政策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○丸山委員長 議案の説明が終わりましたので、ここで質疑に移りたいと思います。質疑はございませんか。

○水間委員 畜産課でエコフィードを新規事業で上げておられまして、事業主体が南国興産ですね。今の事業の概要等聞いて、いいなと思ったんですが、ほかでこのことをやりたいといった場合にはどうなるんですか。いいですよ、どうぞやってくださいということか、畜産課としては今後どうお考えですか。

○井好畜産課長 エコフィードの取り組みでしょうか。

○水間委員 事業主体が南国興産で、都城市でやると。この事業にほかの市町村でも手を挙げた場合、畜産課としてはエコフィード活用促進事業を全県下に広げるつもりがありますかという趣旨です。

○井好畜産課長 エコフィードにつきましては、今回の取り組みもその一つでございます。焼酎かす等資源としてはかなりございますので、それらについていろいろな活用方法はあると思いますけれども、えさとしての活用も十分可能性があるということで、昨年から推進をするための協議会等を設けて調査等も進めております。そういう中で今回は一つの取り組みをやるということで、さらに協議会を通じながらそれらの資源のエコフィードとしての利用については進めていきたいと考えております。

○水間委員 エコフィードというのは横文字で並べたらどういう字になるんですか。スペルを言ってみてください。

○井好畜産課長 E C O F E E D です。

○水間委員 事業費が1億7,500万円で、国庫支出金が8,300万円という、事業主体の方が多目に出すんですか。

○井好畜産課長 2分の1以内でございますので、若干ずれはございます。総事業費は消費税を含んでおりまして、その分を除いて2分の1となります。

○水間委員 消費税を除いた分が国庫支出金で出ているということですね。

農業・食品産業技術総合研究機構より受託して技術高度化、開発のための飼料草地試験に要する経費を出したわけですね。農業・食品産業技術総合研究機構から出ている事業というのはほかにありますか。

○井好畜産課長 これは国の試験研究機関が主になって独立行政法人化した組織でございます。その取り組みの中で産学官で連携して研究を進めるという仕組みが出ておりまして、農水省とかそれぞれのところでそういう取り組みがなされておりまして、その一つでございます。

プロジェクト研究を国の機関でやっております、その一部を各県の試験場が手を挙げて一緒に取り組もうという仕組みでございます。

○児玉畜産試験場長 畜産試験場でございます。

18年度におきましても、今説明がありましたように、同じ国の機関の方から、農林水産バイオサイクル研究ということで、カンショの茎葉を再利用してえさ化するという試験も受託いたしております。

○高橋委員 関連してエコフィードについてお聞きしますが、食品残渣を再利用することは大変すばらしいことだと思うんです。今、日本は食品残渣が多いというふうに非難を浴びています。当面カンショくずみたいですが、事業内容等を見ますと堆肥舎の整備とかあるわけですが、それを整備しないとだめなものですか。私は素人でわからないんですけど。

○井好畜産課長 これはエコフィードを豚に給与して肉豚の生産をしていくということです。エコフィードというのは、カンショの端材を乾燥させて、それを普通の配合飼料に一部添加する、そういう飼料をエコフィードと言っているんですけど、それを肉豚に給与するとどういう成果が出るのか、一般の豚と同じようになるか、あるいはいろんな特徴が出てくるのか試験する施設を今回つくろうということで、その農場については、肉豚の飼養施設とともに、当然ふんも出ますので堆肥舎等も一体的に整備していくということでございます。

○星原委員 これは、地元の畜産農家が立ち行かなくなった施設を南国興産が借りて、そこでやる形なんです。だから、施設を整備せんといかんもんですから、この施設整備というのは多分そのことが入っていたと思うんです。

○高橋委員 食品残渣、カンショくずを食う豚と、従来のえさを食べていた豚と区別せにゃいかんというわけじゃないでしょう。

○井好畜産課長 カンショのくずは残渣として出るわけですが、えさとしても十分使えます。それをそのまま使うよりも、乾燥をすれば一般の配合飼料に混ぜるのに使いやすくなります。南国興産は鶏ふん発電の施設がありますので、その中で蒸気が出るわけです。それを使って乾燥するということです。

カンショを加えたえさは、別の試験の結果から申しますと、非常に脂肪融点が高くなりまして、歯ごたえがよいとか、うま味が増すという効果がありまして、我々としてもそういうのを銘柄豚として付加価値をつけて売っていく取り組みにつなげていこうということでございます。

○高橋委員 従来のえさと同じように提供すると理解していいんですね。別に区別することはしないんですね。

○丸山委員長 私の方から関連して質問させていただきますが、県の方で3～4年前に、ふん尿も土地に戻すということで、カンショ豚という事業に取り組みましたが、それも含めてこういった取り組みをやられているのかも答えていただくとわかりやすいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○井好畜産課長 豚肉については差別化の取り組みが難しいんですが、芋を食べさせると非常に肉質がよくなるという試験成績もありますので、それらを実際に進めようということで、従来から一般のカンショを使った取り組みもしております。そして今回、カンショ端材を有効活用すれば同様の効果が期待できるんじゃないかということで、カンショの端材を乾燥してえ

さとして使っていく取り組みを始めようとしているところでございます。

○高橋委員 畜産課長のお人柄が出て、詳しく説明をいただくことはありがたいです。要するに食品残渣を飼料化して、豚舎が必要だからつくるわけですね。わかりました。

私が申し上げたいことは次のことなんです。カンショくずが現段階でエコフィードで活用されるわけですが、冒頭言いましたようにいろんな残渣あるわけですね。例えば、コンビニが相当建ちましたけれども、賞味期限が過ぎたら全部捨てるらしいんです。「従業員が安くで買えないのか」と聞いたら、買わさんらしいですね。何でもかといったら、需要が減るから、売り上げが減るから、だから全部捨てるんです。廃棄が原則らしいです。ああいうのまで今はちょっと無理でしょうけれども、エコフィードの飼料としてカンショくず以外には考えられないのか。

○井好畜産課長 先ほどお話ししましたように、昨年から調査をしております、推計で40万トンぐらいあるんじゃないかと考えております。その内容につきましては、委員から言われたものも含んでいると思うんですけど、食品産業からの残渣、焼酎工場から出る焼酎かす等がありますが、調査結果からいうと焼酎かすが半分以上占めております。そういう取り組みが実際うまくいっている例がございますので御紹介させていただきますと、コンビニにパンを供給している工場から出るパンくずを乾燥させてえさに加えて豚に給与しますと、牛と同じように、脂肪交雑が一般の豚よりも入るということで、非常においしくなるということが化学的にも証明されておまして、そういう取り組みも実際に一部で今進んでおります。

○高橋委員 丁寧に御説明いただいて、ありがとうございます。

つまり、カンショくず以外にもいろいろ研究されているが、本県ではカンショくず以外に飼料化する検討がされているのかということです。

○井好畜産課長 今御紹介しましたパンくずについても実際に取り組んでおりますし、試験場での研究としましては、ワインの製造かすを使って養豚で試験をやっております。そういう取り組みがございます。

○押川委員 関連でお伺いいたしますが、今回のエコフィールドという事業の中で、事業主体が南国興産ということでありますから、南国興産で3,000頭規模の肥育をされるということですね。

○井好畜産課長 南国興産がみずから養豚施設をつくって豚を飼育していこうという取り組みでございます。

○押川委員 年間の出荷頭数はどのくらいになりますか。

○井好畜産課長 それが\*3,000頭でございます。

○押川委員 養豚農家の皆さん方はこのことについてどう考えておられますか。

○井好畜産課長 失礼しました。先ほどの出荷頭数は、2回転しますので6,000頭になります。

今の質問をもう一回教えてください。

○押川委員 養豚農家の皆さん方は、南国興産がここでやられることに対して喜んでおられる方は少ないと思うんです。需要と供給のバランスの中で、年間6,000頭も出荷されるということは、今は豚価が安定しているからいいかもしれませんが、もし豚価が安くなったとき、また、先ほどの水間委員の質問に対して、県内

に広げていきたいという答弁があったんです。そんなことをされて、養豚農家の皆さん方のことまで考えた発言かなということがありましたので、そこらあたりまで含んで畜産課長のお考えを聞かせてください。

○井好畜産課長 南国興産の取り組みについては、銘柄化、今言いましたような趣旨で、モデル的な取り組みだと考えております。出荷頭数によるほかの地域への波及につきましては、こういう取り組みの実績が上がるならば付加価値がつくことになりますので、一般の養豚農家でも、現在の豚の飼い方を一部こういうやり方に変えていくということで付加価値もついていくと基本的には考えております。

○丸山委員長 議案についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

---

午後1時2分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他の報告事項についての説明をお願いします。

○村田農産園芸課長 常任委員会資料の8ページをお願いいたします。委員会報告事項の①野菜経営安定対策についてであります。野菜の経営安定対策につきましては、現在、農林水産省内で要綱、要領等の検討中でございまして、手続等についてはまだ明らかになっておりませんが、9月15日に九州農政局で説明がありました内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

※このページ左段に訂正発言あり

今回の見直しのポイントは、1にありますように3つございまして、(1)と(2)は、農業所得に大きく依存する担い手農家の所得を確保するという観点から、また(3)は、担い手づくりを支援するという観点から見直されたものであります。

(1) 契約取引推進のための価格安定対策の見直しにつきましては、契約対象者に、これまでの量販店等の実需者に加えまして納入業者を追加したり、対象野菜に皮むき等の加工野菜を追加するなど、産地の取引実態に合わせて制度の見直しを行うものであります。

(2) 需給調整と価格安定対策との連携強化につきましては、計画的出荷を行う産地への支援などによりまして、需給調整対策に参加する産地数の拡大を目指すものであります。

また、(3)につきましては、指定野菜価格安定対策において担い手農家の育成確保への誘導策を導入する内容となっております。

この(3)の指定野菜価格安定対策につきましては、補給金交付の仕組みを見直すものでありまして、その概要を、資料中ほどの図及び表で御説明いたします。現況でございますけれども、上段の図にありますように、野菜の販売価格が、市場平均価格をもとに算出したしました保証基準額(90%)を下回った場合に、最低基準額を下限といたしまして保証基準額との差額の90%を産地に補給金として交付する仕組みとなっております。交付対象者は、指定産地内でJA等を通じて共同出荷に取り組む生産者となります。見直し後は、下段の表にございますが、産地における「安定的・継続的生産者」、いわゆる担い手農家の作付面積の割合や、過去3カ年間出荷計画どおりの出荷を行っていることなどの条件によりまして産地を3つに区分して、

補てん率に差を設けることとされております。あわせまして、需給調整対策を強化するために、当年度の出荷計画に対しまして、プラス・マイナス5%の範囲内での出荷実績であった場合には、表の補てん率の右の欄にありますように、計画的出荷達成の場合、通常補てん率に10%上乗せさせた補てん率を産地が選択することができる仕組みとなっております。この見直しによりまして、産地が現状の90%の補てん率を確保するためには、産地の要件の「1」に区分されるか、または「2」に区分された場合には、当年度の計画どおりの出荷を達成することが必要となります。この補てん率の差を利用いたしまして野菜産地の担い手農家の育成確保への誘導策とするものであります。

また、本対策におきましては、担い手農家を「安定的・継続的生産者」としてありますが、これは、右ページの上段の2の対象者でございますように、高齢化が進行していることから、中長期的に野菜の安定的生産が可能である農家を、「将来においても安定的・継続的に野菜の生産を行うことが見込まれる者」と位置づけたことによるものであります。具体的には、2の(1)及び(2)にありますように、認定農業者と認定農業者に準ずる者を「安定的・継続的生産者」としてあります。認定農業者に準ずる者の例につきましては、アの1年以内に認定農業者になることが確実と認められる者、またはイの野菜を出荷している集落営農などを国が考えておりまして、産地強化計画と同時に国と協議後、知事の認定が必要となります。

3の新たな対策への対応であります。県といたしましては、これまで、九州農政局での説明会後に、県内の市町村やJA等の関係者約130名を対象に説明会を開きまして、また、支庁、

振興局単位の説明会を開催するなど、「産地強化計画策定」や「安定的・継続的生産者」の確保に向けた取り組みを推進しているところであります。

4の今後のスケジュールとあわせて見ていただきたいと思っておりますけれども、新対策における国の産地区分決定が来年の7月20日に予定されておりますことから、県内のすべての指定野菜価格安定対策事業の対象産地において、(1)にありますように、「安定的・継続的生産者」の作付面積シェアが60%以上になるよう、認定農業者や認定農業者に準ずる者の確保に向けた産地の取り組みを支援しますとともに、(2)にありますように、来年6月までにはすべての産地が産地強化計画の策定を終えて、8月末には新対策に申し込むことができるよう推進してまいることといたしております。

以上、野菜経営安定対策の概要を御説明いたしました。今後とも、最新の情報を収集いたしまして関係機関・団体等とも十分連携しながら、県内産地が確実に経営安定対策に取り組めますよう推進してまいりたいと考えております。野菜の経営安定対策については以上であります。

次に、10ページをお願いいたします。②の果樹経営安定対策につきまして説明いたします。

今回の見直しのポイントは、1の(1)から(3)の3点でございます。1つ目の需給調整につきましては、基本的には従来の対策を継承することとされております。2つ目の経営安定対策に関しましては、価格安定対策が廃止されまして、ハード事業など担い手の経営支援対策を実施することとされました。3つ目の果樹共済につきましては、加入率の向上を図るため要件緩和等がなされることとなっております。

見直しの具体的な内容につきましては、「果樹経営安定対策の概要」をごらんいただきたいと思います。現状の表の上段、需給調整対策につきましては、その年の温州ミカンの生産出荷見込み量が需要量を10%以上上回る場合に、国が生産出荷安定指針を策定いたしまして、それをもとに県が生産出荷調整の計画を立てて、JA部会等の生産出荷組織が特別摘果等による生産調整を行ってまいりました。下の見直し後の表の上段をごらんいただきたいと思います。19年度以降には、この対策を継続しつつ、計画生産を行ったにもかかわらずミカンの出荷が一時的に集中する場合には、加工原料への仕向けを推進することとなっております。この場合、選果経費や加工場への輸送経費の一部が助成されません。

上の表に戻っていただきまして、2番目の経営安定対策ですが、これまでは、出荷時期の一時的な集中や気象災害等による品質の低下などで価格が大きく低下した場合に、価格を補てんする価格安定対策を実施してまいりました。具体的には、過去の平均価格をベースにいたしまして保証基準価格を算定して、その価格を下回ったときに差額の8割を補てんするものであります。19年度以降は、下の表の中段でございますが、この価格安定対策を廃止して経営支援対策ということにしまして、「果樹産地構造改革計画」で明確にされた、担い手が行う品目の転換、園地の整備、規模拡大等を支援することとなっております。具体的には、優良品目や優良品種への改植及び高接ぎ、園内道整備などの小規模な園地整備、廃園、かん水施設整備等となっております。上の需給調整対策とあわせまして、県を經由しない果実生産出荷安定基金協会事業として実施されることとなっております。

す。

3番目の果樹共済につきましては、気象災害による減収を補てんする制度でございますが、現在加入率が全国平均で24%程度と低い状況でございます。現状の表でございますが、これまでは加入に当たって、出荷量や販売額の把握のために、原則として系統出荷の販売実績の資料による申請が必要でございまして、掛金率も共済組合内で一律でございました。見直し後は、青色申告書類での申請を認める加入要件の緩和とか、掛金率を被害実態に応じて個人ごとに算出しまして、被害の少ない農業者の掛金率を低減するなどの運用改善を行いまして加入を促進することとなっております、既に掛金率の算定等の作業に入っていると聞いております。

11ページに移りまして、2の経営支援対策の対象者であります、経営支援対策の要件といたしましては、「果樹産地構造改革計画」の策定と担い手の明確化が必要となります。果樹産地構造改革計画とは、産地みずから策定する産地振興計画でありまして、5年後を目標として目指すべき産地の姿を実現するための計画であります。国は、この果樹産地構造改革計画の策定を新対策実施の条件としております。また、「担い手」につきましては、将来にわたって継続的、安定的に果樹農業を続け、産地の中心的役割を担う経営体として、その具体的な姿を果樹産地構造改革計画に明記する必要があるとございます。例示されているものとしたしましては、認定農業者を初めといたしまして、農業所得が主で60歳代までの者が存在する農家や新規参入者、将来法人化が見込まれる生産者組織、後継者が確保され、経営継続可能な農家などとなっております。

3の今後の対応といたしましては、11月の農

政局で国の説明を受けまして、農林振興局に概要説明を行ったところでございます。国の説明によりますと、新たな対策の実施には果樹産地構造改革計画を策定していることが前提となりますので、今年度中に計画を策定する必要がございます。現在、7産地が策定済みでありまして、3月までに残り7産地の計14産地で計画を策定しまして、4月からの新たな対策をスムーズに実施できるよう、市町村、農協等の関係機関・団体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○井好畜産課長 畜産課でございます。

委員会資料の12ページをお開きください。畜産経営安定対策についてであります。畜産経営安定対策につきましては、4つの制度や事業があり、今回それぞれについて対象者の見直しが行われたところでございます。

制度等の概要につきまして、13ページで簡単に御説明をしたいと思います。まず、左上の酪農経営を対象としました加工原料乳生産者補給金制度でございます。生産された生乳につきましては、まず飲用向けに充当されまして、生産量が余った場合に加工に仕向けられる。この加工原料乳につきましては、飲用向けに比較しまして価格が60%程度になるということから、その差額を埋めるため生産者補給金が交付されることとなっております。平成18年度は1キログラム当たり10.4円となっております。

次に、右上の肉用子牛生産農家を対象としました肉用子牛生産者補給金制度でございます。これにつきましては、肉用子牛の価格が低落した場合に、子牛生産者に補給金を交付することによりまして繁殖経営の再生産を可能とするものでございます。「制度の仕組み」にございま

すように、全国平均の子牛価格が保証基準価格——肉専用種、和牛で言いますと30万4,000円となっていますけれども、これからさらに下がった場合、国が10分の10の補てんをしていきます。また、さらに価格が下がりますと合理化目標価格——和牛で言いますと26万8,000円となっていますが、それを切って下がった場合には、国、県、生産者で造成しました生産者積立金からその差額の10分の9が補てんされる仕組みになっております。

次に、左下でございます。肉用牛肥育経営を対象としました肉用牛肥育経営安定対策事業でございます。これにつきましては、牛枝肉価格が低落した場合に、生産者に補てん金を交付することで肥育経営の安定を図っていくもので、下の「事業の仕組み」にございますように、肥育経営の生産費は、家族労働費以外のえさ代や素牛代といった費用と家族労働費とで構成されておりまして、実際の売上高、上の方にあります粗収益の部分で売り上げがあった場合、この図の場合は家族労働費以外の生産費用は賄っておりますが、上の家族労働費のすべてを賄っていないということで、差額の8割を基金の方から補てんしていこうと。その基金については国と生産者で造成しておりまして、県は生産者の負担の一部を助成しているということでございます。

それから右の地域肉豚生産安定基金造成事業につきましては、豚の枝肉価格が低落した場合に、補てん金を交付して養豚経営の安定を図るものでございます。ミヤチク等の産地食肉センターの価格でございます肉豚の指標価格が、地域保証価格を切って下がってまいりますと、生産者でつくっております積立金——これに対して県も一部助成をしておりますが、その生産者

積立金からその差額を補てんしていきます。さらに、長期間価格が低落して生産者積立金が不足した場合、国が造成した安定基金を財源として交付していくという、二重の保険がかかった仕組みでございます。

12ページの2に戻っていただきまして、対象者の見直しの内容でございます。上の2つの加工原料乳生産者補給金制度と肉用子牛生産者補給金制度は、現行どおりほぼすべての経営体を対象としますが、下の2つの肉用牛肥育経営安定対策事業と地域肉豚生産安定基金造成事業につきましては、対象者を、認定農業者を基本として、認定農業者に準ずる者を特認の形で個別に認定することになっております。認定農業者につきましては市町村長が認定をしますが、特認につきましては、下にあります基本的な考え方に基づきまして県知事が認定することとなっております。特認を受ける経営体につきましては、「担い手育成計画」等を有する生産組織に所属するとともに、経営体として「経営向上計画」の策定が必要になります。

このため、3にありますように、加入希望者は、認定農業者の認定を受けるか、または特認を受ける必要がございます。これまで説明会、チラシ等で推進を行ったり、計画策定の支援を行うなどの対応をしてきたところでございます。2つの事業についての11月末段階での状況を表に示しております。肉用牛肥育経営安定対策事業につきましては、加入者508経営体のうち423経営体が認定農業者で、83.3%となっております。また、地域肉豚生産安定基金造成事業につきましては、加入者261経営体のうち認定農業者215経営体で、82.4%となっております。また、認定率は9月の時点の60%から向上をいたしております。

今後のスケジュールにつきましては、4にありますように、肉用牛肥育経営安定対策事業は、今月初めから加入申請の受け付けを開始しております。認定作業と契約を今月中に済ませることとしております。また、地域肉豚生産安定基金造成事業につきましては、来年2月から加入申請を受け付けることにしておりますので、できるだけ早期に認定農業者の認定が進むよう推進してまいることとしております。引き続き、農協、市町村、関係団体一体となって畜産農家の経営安定対策への加入について支援してまいりたいと考えております。

畜産課は以上でございます。

**○丸山委員長** その他の報告事項の説明が終わりました。質疑等ありましたらお願いいたします。

**○水間委員** 今説明をお聞きしたんですが、来年度含めての説明でありましたが、大体これに対する事業費というか予算等はどのくらいでしょうか。

**○村田農産園芸課長** 指定野菜価格安定対策事業につきましては、全体の資金造成額というのが58億円ほどございます。このうち国が6割、県が2割でございます。これが全部なくなるわけではなくて、その年に出た補てん金を穴埋めするというので、年間2億円ぐらいだろうと思っております。

**○水間委員** 果樹も一緒ですか。

**○村田農産園芸課長** 果樹は2,500万円程度ですが、来年度からは価格安定はなくなってハード事業の方にかかります。

**○水間委員** 農産園芸課、11ページの(2)のウは新規参入者ということで、上のイは主に農業に従事している60代までが存在する農家ということですが、新規参入者の年齢制限はないん

ですか。

**○村田農産園芸課長** これは地域で策定する計画となつてございまして、新参入者が将来にわたって果樹経営の中心になれると地域で認めればなれるということでございまして、年齢要件はございませんけれども、70歳はちょっと無理だろうというふうには思っております。

**○水間委員** 農産園芸課長、70歳を大事にせにゃいかんですよ。課長もすぐ70歳になるんだからね。我々もそうですがね。

これは話が飛ぶかもしれませんが、今警察とも話しているんですが、法改正があつているんですけども、農業をする高齢者の人たちがトラクターを運転して公道に出て交通違反でとめられた場合は、ほとんど免許を持っていないんです。そうなったときにどうするかという問題で、それを摘発してもらったら困るよと、それをどうにかやってくれという表現を余りすると、やぶ蛇になって逆に摘発されたら困ると。しかし、高齢者の方は困ってるんですよ。講習に行けと。いったって、講習に行くのに、日にちがかかる、お金がかかる、どこか近くに教習所がないかと。そんな話まで実は出ているので、これは部長にもお願いはしてあるんですが。そういう意味では、高齢者を70歳で切らんように、できるだけ働ける人は働けるような方法をやってください。お願いしておきます。

今のことについて、畜産課はどうですか。

**○井好畜産課長** 加工原料乳につきましては全額国の方で交付されますので、除きます。それから肉用子牛生産者補給金制度につきましても、以前から価格が好調だということで、今回の予算には反映されておりませんが、和牛で年間に約2億円ということでございます。それから肉用牛肥育の基金は、県の助成分が約6,000

万円、地域肉豚につきましては約9,000万円でございます。

○水間委員 これは年間2億円ということですか。

○井好畜産課長 1年です。

○水間委員 そこらあたりの残高はどうですか。今高値安定で、肥育の皆さんが大変だ大変だという話もある。素牛が高いからね。

○井好畜産課長 現在、残高10億円でございます。

○水間委員 そこらあたり、10億円ぐらいで大体間に合いそうですか。

○井好畜産課長 現在の状況は非常に好調で、高過ぎるぐらい高いところでございます。今後アメリカからの輸入再開とかいろんな影響で多少は下がっていくとは思いますが、先ほどお話ししましたとおり基準価格が30万4,000円ですので、そこまでは急には下がらないと考えております。

○永友委員 野菜の経営安定についてお聞きしますが、制度を見直して安定経営を目指すということですが、今までの保証基準価格まで含めて見直されるのかどうか。

○村田農産園芸課長 基準価格等につきましては、従来のものを踏襲するということになっていきます。

○永友委員 従来どおり。今の状況は、現況を見ますと、テレビ報道で出ているように、大豊作ということでトラクターでばらばらやってますよね。宮崎が出てこないんです。鹿児島とか5県ぐらいずっとやってますよね。そういった状況からしまして、野菜の安定価格の見直しというのは全く考えられていないのか。今までの基準どおりで行くという姿が今ありましたが、果たしてそれで経営が安定するのか、私は非常

に疑問を持っているんですが、これは農家を継続させていくための手法ですからね。今の基準体制で経営が成り立っていきますかということをお伺いしたいんです。

○村田農産園芸課長 今、委員がおっしゃったように、生産者サイドから行くと、今の市場価格は苦しい面がありますけれども、基準の決め方というのが、生産者だけではなくて消費者の立場も考えて国の予算は組んでございまして、生産者だけを見ているわけじゃないという面が、私たち農業に携わる立場から見ると若干不満が残る点でございすけれども、国民全体に対する説明ができないということで、今国は9年間の市場平均価格で見ておるといのが現状でございす。

○永友委員 消費者は消費者なりに安ければいいわけです。農家は慈善事業じゃないわけです。そこで安定価格という確固たるものがないと、経営維持、継続ができないということになるわけです。テレビ報道なんかを見ますと、そんなことをしなくても消費者にくれればいいという感覚しかないわけです。これは当然なことでしょう。ところが、それに対する農水省の消費者向けのコメントがない。非常に私は日本農政の欠陥だと思うんですが、安定基準価格があるからいいんだということになりますと——ものもたなんか何がしれないんですよ、はっきり言うと。ああいう状況を見ておって、税金投入だという一方的な感覚ですからね。ここに一つの行政、政治の役割が出てこないのが不思議でたまらないんです。見直しの体制の中で、基準価格というものは、皆さん方が、どの価格なら経営維持ができるんだという確固たるものを持っていらっしゃるかどうかをお聞きしたいんです。

○村田農産園芸課長 経営管理指針というのを各普及センターでつくっております。県も営農支援課の方で5年に一遍ぐらい見直しをやっておりまして、その中で経営できる価格というのはあるわけがございます。それと現在、輸入野菜等もありまして、非常に価格が低迷しております。中にはかなりの乖離があると認識いたしております。

○永友委員 これ以上言ったらあれですが、宮崎県として、あるいは全国が、野菜なら野菜に対する経営体制の確固たるものを各県から持ち寄って国を動かすぐらいの感覚がなければ、気休めにつくってもらっては困るんです。消費者にも、大きな目で見れば安定して供給するんだよと。安定供給が目的でこの基金があるわけですから、それらを理解できるような仕組み、体制になるように、県から国を動かすというぐらいの姿勢を持ってほしいというふうに申し上げておきます。

○星原委員 3つの安定対策ということで出ておりますが、これは国からおりてきたものに県独自で色づけしたものなんでしょうか。国の制度に乗っかっただけの話なんですか。

○村田農産園芸課長 価格安定制度につきましては、国の事業の指定野菜と特定野菜というのがございます。この事業に乗り切れない小さな産地とか県の特産野菜ということで県単事業を設けております。この分につきましては、国の指定野菜に係る分ということで上げているものがございます。

○星原委員 47都道府県いろいろあると思うんですが、こういう制度がおりに来たときに、宮崎県としては、農家の経営安定対策ということで、農家の人たちが、野菜なら野菜、果樹なら果樹、畜産なら畜産でどういうふうにしてほし

いというものが反映されているのかどうかなんです。言葉は「安定対策」となっていますから、農家の人たちの経営安定につながっていくんだろうなと思うんですが、農家の末端の人たちがこうしてほしいとか云々という思いも入った形で、上からおりに来た場合に、市町村の声や農家の声を吸収して、国に向かって制度のこの部分をこういうふうにいじることはできないのかとか、こういうことにもう少し色をつけて予算はつけられないのかとか、そういうやり取りみたいなのをやってこういう形が生まれてきているんですか。それとも、おりてきたものにそういう形でただつけて県としては施策として打ち出していくんですか。

○村田農産園芸課長 昨年度、経営所得安定対策等大綱が出ました。その前の段階では、全国公聴会等も開かれましていろいろありまして品目横断が出ました。品目横断でカバーできない部分ということで、野菜と果樹と畜産につきまして個別の価格安定対策ということで取り組んでおるわけございまして、事前には各県の要望等も出したところでございますが、最終的にこの形になったということでございます。

○星原委員 これまで農林省の予算なんていうのはかなり使われてきていると思うんです。戦後60年の中で農政につき込んでいる投資額なんていうのはね。そういう流れの中で、後継者、担い手がいなかったりいろいろな問題等も出てきています。宮崎県の農家は所得平均400万円ぐらいが目標になってましたよね。そういうことがずっと行われてくる中で、国が進めてきた制度が正しかったのかどうかというのはあると思うんです。

今までのことは済んだことですからしょうがないんですが、今後5年先、10年先に向けて、

集落営農あるいは法人化、認定農業者でも、どういうふうにしていったら農家が一本立ちできてぴしっと目標に到達するのか。スケジュールを組んでこういうふうにしていくんだというのが計画されていかないと、今後も新規就農にしても担い手にしても確保が難しくなるんじゃないか。食料自給率40%前後で推移して、45%、50%に持っていきこうと国は言いながら、そこに持っていくには農家の所得の安定がまず第一に来ると思うんです。要するに、食べられる、あるいは貯蓄でもできるとか、そういう希望が出てくれば農業に入ろうとする人は出てくると思うんですけれども、今の状況では、いろんな制度があるけれどもなかなかそこに来ないのは、安定した所得が確保されないことが大きな要因じゃないかと一方では思うんです。高齢化も進む中でもあります、若い人たちが農業に従事するには、どの農業で食うにしても、安定的な収入の確保ができる制度かどうかなんです。安定対策ということでありますから、こういう形をやっていけば、3年、5年先にはこれぐらいの所得が確保されて、夫婦2人で子供2人、3人の家庭は完全に守って、学校も出せますよというぐらいの目標がないと、若い人たちが就農していくのはなかなか難しいんじゃないか。ただ制度だけをぼんぼんと投げ込まれて、こういう制度ができましたで果たして……。検証がなされないと、この制度を来年からやって、2年後、3年後に、最初目的にした部分をどこまで達成できたかが問われるんじゃないかと思うんですが、その辺までの考えがあって出されているんでしょうか。

**○村田農産園芸課長** 星原先生がおっしゃったとおりなんです、これは名前が「経営安定」になっていますけれども、価格の保証みたいな

形で、構造改革とかコストダウン、ハウスを建て直すとかそういう面につきましてはハード事業で、一体的に取り組みながら担い手も確保していく。特にこの改革は価格安定の中で担い手も見据えたやり方に変えたということで、トータル的にとらえておまして、今回の経営安定対策につきましては主に価格安定対策をメインにやったということでございます。先ほどからいろいろ出ておりますが、完全に農業経営者を救うものではないかもしれませんが、指定野菜事業で年間10億円程度の補てん金が宮崎県で出ておりますし、去年は価格が暴落して16億円というお金も出ました。これですべてではありませんけれども、かなりの部分を農家に還元されているという面があるかと思っております。

それと、価格安定対策というのは3つの対策の3番目でありまして、先ほどありました産地で廃棄する、これは、コスト割れして段ボール代も出ないような値段で市場に出すのではなくて、それは産地で廃棄しなさいという、(2)の需給調整の事業で取り組んでおるやつでございます。鹿児島でキャベツを捨てたとかいうのはこの2番目の事業でございます。それと、市場に出すだけではなくて契約取引を推進しなさいというのが1番でございます。今までのように市場の価格に左右されるだけではなくて、実需者と直接契約取引しなさいということで、かなり改善はされてきておるのではないかと思っております。

**○星原委員** 今、課長が言われることはわかるんですが、私が言いたいのは、それぞれのトータルで、経営安定対策の中で、国がいろんな試験や事業をやっているけれども、実際現実にそこまで行っているのかいないのか非常に不

安があるわけです。農家に補助すれば農家がもうかって経営が大きくなったとか、所得が伸びたとか、そのことがどう反映されたのかというものが出てこない、いろんな事業費でいろんなことはやっていますけど、本当に農家が安定経営に入ってきているのかという部分が、今までも心配ですから、これから余計、後継者がいないとか若い人たちが少なくなっている中では、そういう人たちに希望を持たせる意味でも、補助を使えば使ったなりの効果が出て経営も安定して、そういう補助金はもらわなくても、野菜、果樹、畜産でも農業で食えるんだという形に仕向けないといけないと思うんです。その部分がどういうふうに仕向けていこうとされているのか。非常に難しいかもしれんけれども、そういうことをやっていかんと、一般の事業者の人たちから言えば、農家の人たちはいろんな補助金事業がいっぱいあるじゃないか、我々はないじゃないかという話も出るぐらいであります。もらえるのはいいんですけど、そこがちゃんと育成されていないと、事業倒れで、事業を進めるだけになっているんじゃないかという気がするものですから、改めて今回、3つの経営安定対策という形で出たのであれば、その効果があらわれるために、宮崎県としてはこのことを受けてどうやっていくのか、あるいは国の制度にプラスアルファの部分を出した方がいいのか、あるいは経営面でいろんな指導をしていく方がいいのか、いろんなものもあると思うんです。こういうときにこそ、将来に向けての部分がちゃんとなされないといけないんじゃないかと思ったものですから、この3つの事業ということじゃなくて、全体的にそういうものがあるんじゃないかと思いましたので、そういうふうに言ったところです。

○永友委員 部長が農産園芸課長当時に、安定価格についてかなり私も意見を出させてもらって、県が国の制度が絡んでいるからできないという姿を、基準価格の最低ラインを0.5%下げていただきましたよね。あれが宮崎県の生き方だと、あれを丸々該当した場合には12億円とかなんとかおっしゃっていましたよね、あの当時。国の制度に宮崎県としてこうだという姿が出て初めて、宮崎の農政という姿が生きてこようと思います。金の要ることをございますけれども、来年度予算に絡む問題ですから、そういうふうな一つの体制づくりを要望しておきます。今、星原先生のおっしゃった姿に追っかけて申し上げておきます。

○押川委員 野菜経営安定対策であります、わかりやすく、指定野菜のピーマン、キュウリ等を例に挙げて、現状こうであって、こういう改正になって、利率等も見直しをしますよとか、そういう話をしないから見えてこないんですよ。皆さん方はそういうことでわかっておられる。私も少しはわかりますけれども。そういう中で、宮崎のそういう品目は最低基準がどのくらいなら農家として経営が成り立つのかという目安が出てくると思うんです。それが意見等出てきております。今回、ピーマンあたりが廃棄されないのはジュース原料として加工に回しているということと言われなから、鹿児島あたりと何が違うかと言われる。鹿児島はそういうものがないということで違うわけですから、そういう説明をもっとうまくしてもらおうと理解ができるんだと思います。農家の皆さん方と国と県、経済連も入ってこういう補てん金はやっているわけですから、金額の比率を言ってもらえばわかるし、農家の出荷物からキロ当たり何円引いているということですから、そういうわか

りやすい説明を今後はぜひお願いしておきます。

**○丸山委員長** 今要望がありましたとおり、具体的に資料をつくっていただいて、今後どういうふうになるんですよという数字も入れて説明をいただきたいと思います。我々も地元に戻ったときに説明がしにくいものですから、そういった資料を早目につくっていただいて、委員会の方に提出をお願いしたいと思います。

**○高橋委員** 1点だけお聞きします。年齢要件が先ほど出ていましたけど、高齢者は対象外ですよというようなことでしたが、果樹が70歳とおっしゃっていましたか。関連で、野菜の場合、「対象者が将来においても安定的・継続的に野菜の生産を行う」ですから、高齢者は御遠慮願いますよと聞こえるんです。認定農業者、認定農業者に準ずる者というのがありますよね、この部分は高齢者でも救っていらっしゃるのか、そこをお聞きします。

**○玉置地域農業推進課長** 認定農業者につきましては特段年齢制限はありません。今はまさに70歳でも元気でございます。認定計画は5年ごとでございますから、70歳でも5年間頑張ろうという意欲があつて後継者もいるのであれば、その家で認定農家になってもらってやってもらうことができますので、そういった頑張る意欲のある人はできる限り認定農業者になっていただければと思います。

**○高橋委員** 結局、後継者がしっかり担保されていないとだめだということで理解しないといけないんですか。

**○玉置地域農業推進課長** 必ずしも後継者というわけではないですけども、例えば、自分は5年後に引退すると、ただ5年間は頑張る。あとはだれかに任せたいというのでも、5年間の

経営改善を努力するということはあり得るわけです。規模拡大したりすることはあり得ますので、後継者がいなくても、だれかに5年後は預けます、集落営農に参加しますとか、いろんな形があると思いますので、別に後継者がいなくても可能性はあります。

**○高橋委員** とにかく後継者が今いないと、でも、今しっかり農業で生きている方を救っていただいているんですね。わかりました。

**○丸山委員長** ほかにその他の報告事項について質疑はございませんか。

なければ、その他のその他で何かございせんか。

**○水間委員** 先ほど環境森林部を呼んだときに、今回の談合問題で、事業3部と言われる中で、土木部長、そして次長、課長、また環境森林部長まで逮捕というようなことになりました。そこを思うときに、すばらしい人材をなくしたなという問題、きょうはまた知事が今から逮捕されるんじゃないかという流れの中で、農政も事業3部として入札の問題含めてあるわけで、ようこそある意味では農政がなかったなと、うがった言い方ですが、そのくらいまでうわさされたことも事実でしたから、本当によかったなと思っております。

そういう中で、今後の入札、委託事業の問題含めて、職員の皆さんが、上司から言われたことに対しては言うことを聞かにゃいかんと、これが「天の声」とか表現的にありますが、このことを契機に入札のあり方の改善もいろいろ考えておられるだろうと思います。我々議会もそういうことを今後考えていかなきゃいけない。ただ、このことで職員の皆さんが萎縮したり動揺を来さないように、農政水産部長として職員の皆さん方に、動揺しない、そして萎縮しない、

宮崎県の農政はこうだという一つの方針を、新しい知事が出てくるまでは大変でしょうけれども、そういうことでひとつ部長にもお願いをしたいと思うところであります。もし何かあればお聞かせをいただきたいんですが。

もう一つは、これも農政の関係で、けさの新聞に出ていたF T Aの問題は、宮崎県として今後国にどうやって働きかけていくのか。これは大事な問題ですよ。そういうものを含めて、当面やらなきゃいけない、国に申し上げなきゃいけない、その知事がいないのでどうだというのが、きょう宮日に書かれていましたけれども、そこら辺も含めて、今後のF T Aの問題、また入札の問題、もし部長としてお考えがあればお聞かせください。

**○長友農政水産部長** まず、今回の事件の話ですけれども、一つは入札制度そのものに問題があると言われておりますので、私ども農政水産部内にも検討チームを立ち上げました。議会が来週終了すると思っておりますので、終了後に、先進県が幾つかございますから、そこに行きまして、どういう形で実際にやっておるのか、それを見てこさせます。同時に、土木部の方にも検討チームができていますから、これは庁全体を見ると思っておりますので、一緒になって制度改革に取り組んでいきたいと考えます。

一方では、職員の資質の問題でしょうから、それはおっしゃるとおり、職員に対してしっかり教育をしなければいけないと思っております。

それと、農政水産部のいろいろな事業が今動いていますので、これは継続的にきっちりやっていく必要があると思っておりますので、それは職員にも言っております。

それから、F T A、オーストラリアとのE P

A交渉ですけれども、これはきのう農業団体から要請を受けました。おっしゃるとおり、今知事不在ですのでなかなか難しいんですが、ざっと大ざっぱに試算しますと、仮にオーストラリアの要求どおり交渉が妥結しますと、今の3,200億円の生産額が12%ぐらい落ち込むんじゃないかと思っております。なおかつ、宮崎県の食料自給率、今60%ぐらいありますけれども、これも恐らく2ポイントぐらい落ちるんじゃないかという大ざっぱな試算はしております。特に肉用牛、酪農に与える影響が大きいわけですから、そのところはしっかり我々も行動を起こさなければならぬんですが、今、九州知事会の会長が長崎県でございまして、九州知事会の方で意見を取りまとめているので、そこにしっかりお願いをして、できれば九州知事会として一本で国の方をお願いしていきたいと思っておりますし、機会があれば、県選出の国会議員の方々にも私どもの方からもお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

**○水間委員** 県選出の国会議員含めて、ひとつ早期な対応をお願いしておきます。

**○丸山委員長** ほかにございませんか。

それでは、農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時57分休憩

---

午後2時0分再開

**○丸山委員長** それでは、委員会を再開します。

まず、採決についてであります。委員会の日程の最終日に行うことになっておりますので、11日（月曜日）に行いたいと思っております。

開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かございませんか。

○星原委員 さっき委員長が言ったように、我々は公共事業3部の中の2つを持っておるところだから、そのことはさっき出たような意見を集約してぴしっと委員長報告の中に……。

○丸山委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後2時1分散会

平成18年12月11日（月曜日）

---

午後1時1分開会

---

出席委員（9人）

委員	長	丸山	裕次郎
副委員	長	外山	衛
委員		永友	一美
委員		星原	透
委員		水間	篤典
委員		前本	和男
委員		押川	修一郎
委員		高橋	透
委員		河野	哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主査	湯地	正仁
政策調査課主事	小城	勇生

---

○丸山委員長 それでは、委員会を再開します。  
まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、一括して採決を行うことにいたします。

お諮りいたします。

議案第1号及び議案第6号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び第6号につきましては、原案の

とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 御異議ありませんので、その旨を議長に申し出ることといたします。

休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時5分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開します。

次に、委員長報告骨子（案）についてですが、委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

○水間委員 星原委員、それから委員長も、今回の談合問題に対して言っていましたけれども、二度とこういう事態にならないような方向で、正副委員長でうまくまとめていただきたいと思うんです。入札の改善等含めてそうしていただきたいと思います。

○永友委員 委員長、報道でああいうふうに出ています、農政の方にどういう状況で入ったのか、何か掌握されていますか。

○丸山委員長 暫時休憩します。

午後1時7分休憩

---

午後1時7分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

ほかに御要望等はありませんか。

それでは、お諮りいたしますが、委員長報告につきましては、今の水間委員の意見も含めま

して正副委員長に御一任いただくとありがたいんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、閉会中の委員会のことですが、予定では1月23日に委員会を開催することとしておりますが、いかがいたしましょうか。

○水間委員 予定どおりやるように段取りしてください。

○丸山委員長 それでは、そのようにいたします。

内容につきましては、正副委員長の方に御一任いただければありがたいと思いますけれども、特に何か要望等がありましたら、今伺いたしたいと思います。

それでは、正副委員長に一任ということでお願いをしたいと思います。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 ないようですので、以上をもって委員会を終了いたします。

午後1時8分閉会